

静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第6号

静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則
静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(意見の申立ての付与)</p> <p>第7条 委員会は、法第78条の2第3項の規定により評価を決定しようとするときは、あらかじめ、法人に意見の申立ての機会を付与するものとする。</p>	<p>(意見の申立ての付与)</p> <p>第7条 <u>静岡県公立大学法人評価委員会及び公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会</u>は、法第78条の2第3項の規定により評価を決定しようとするときは、あらかじめ、法人に意見の申立ての機会を付与するものとする。</p>
<p>(特定償却資産の指定)</p> <p>第8条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該償却資産を特定償却資産（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）<u>第1章第11節第85</u>の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。）として指定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準第1章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。</p>	<p>(特定償却資産の指定)</p> <p>第8条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該償却資産を特定償却資産（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）<u>第1章第12節第87第1項</u>の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。）として指定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準第1章に定める<u>純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書</u>とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。